

令和4年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

1 開催日時 令和4年5月12日（木） 午後1時57分開会

2 開催場所 市保健センター集団指導室

3 出席委員

会 長	小島 直子	委 員	保坂 勝美
委 員	大嶋 厚美	委 員	古賀 仁博
委 員	島村 佳伸	委 員	村山 浩通
委 員	佐久間 京子	委 員	守尾 友宏
委 員	牧野 喜美代	委 員	藤井 希和

(欠席委員)

会長代理	在原 緑	委 員	中村 武仁
委 員	服部 俊郎		

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	市民子育て 部長	千田 和也
市民子育て 部次長	生方 和義	保険年金課 副参事	重田 裕子
保険年金課 副課長	門脇 紀		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	0 人
------	-----	------	-----

6 議 題

(1) 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(諮問)

(2) その他

7 議 事

事 務 局
(門協)

定刻前ではございますが、皆さまお揃いですので、令和4年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいなか、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、会議の出席状況について、ご報告いたします。

公益代表の在原委員及び服部委員、保険医代表の中村委員から、本日、都合により、欠席するとのご報告を受けております。

ただいま、委員13名中、10名が出席されております。従いまして、袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の進行は、門協が務めさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、事前にお送りしてございます次第に沿いまして、進めさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、小島会長よりご挨拶をお願いいたします。

小島会長

(小島会長あいさつ)

事 務 局
(門協)

小島会長、ありがとうございました。

続きまして、粕谷市長より挨拶申し上げます。

粕谷市長

(粕谷市長あいさつ)

事 務 局
(門協)

今回、対面での開催は初めてとなります。また、1名の方が新たに委員になられております。

ここで、委員の皆様には、大変恐縮ですが、自席にて自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、小島会長から時計回りでお願いいたします。

(委員全員が自己紹介を行う)

事務局（門脇） ありがとうございました。
続きまして、本日、出席しております職員について紹介をさせていただきます。

生方次長 それでは、私の方から、本日出席しております職員を紹介させていただきます。
（千田市民子育て部長以下、出席職員を紹介する）

事務局（門脇） それでは、本日の議題であります、「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、市長から会長へ諮問をさせていただきます。
会長、市長、ご起立願います。

（粕谷市長が諮問書を読み上げ、小島会長に手渡す）

事務局（門脇） ありがとうございました。誠に恐縮ですが、市長におきましては、所用のため、ここで退席とさせていただきます。

（粕谷市長、退席）

事務局（門脇） 続きまして、会議資料を確認させていただきます。
資料は、本日お手元に配布しております、席次表、委員名簿・職員名簿、また、事前に配布させていただいております、会議次第とA3サイズの会議資料でございます。

以上が、本日の資料となります。配布漏れ等は、ございませんでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

袖ヶ浦市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、会長が本会の議長を務めることとなっております。これより先は、小島会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

小島会長（議長として） それでは、規定により、本日の議長を務めさせていただきます。

なお、本日の会議録につきましては、発言者の氏名を記載

の上、公開してまいりますので、ご了承願います。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題１であります。先ほど、市長から諮問のございました、「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局 議題１「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をさせていただきます。

一部改正の内容ですが、令和４年度の国民健康保険税の按分率の改定及び賦課限度額の引き上げについてでございます。

資料の１ページ、「令和４年度における国民健康保険税の按分率の改定について」をご覧ください。この按分率とは、国民健康保険税の税率のことです。

１ 袖ヶ浦市国民健康保険特別会計の収支の見込みでは、資料２ページ、国民健康保険特別会計収支決算額及び収支見込みの下から３行目、単年度収支の表の中央あたりにございます令和３年度の運営方針見直し後で、１億５，１００万円、令和４年度で１億８，０００万円、令和５年度で２億４，６００万円の赤字と推測しています。

なお、３年度決算見込では、１億１，０００万円と赤字幅は縮小する見込みですが、被保険者の減少、高水準の保険給付は継続することが考えられ、令和４年度、５年度も単年度収支は赤字を見込んでおります。

資料１ページにお戻りいただき、袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針において、按分率の改定年度は、単年度収支が赤字と見込まれる年度の翌年度とし、原則周期は２年周期としております。

このため、先ほどご説明したとおり、赤字が見込まれる令和３年度の翌年度の本年度に、４年度、５年度の２年間の財源不足の解消を見据えた見直しをするものでございます。

２ 按分率改定の考え方ですが、平成３０年度からの国民健康保険の広域化に伴い、県から医療費水準や所得水準に応じた算定方法により、市町村毎の標準保険料率が示されることとなり、市において示された標準保険料率を参考

に、国民健康保険税の按分率を決定することになっております。

(1) 保険税按分率と標準保険料率の差の表をご覧ください。初めに、表中の用語の説明をさせていただきます。

所得割額とは、被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除額 43 万円を引いた額に表中の所得割率を乗じて算出します。

均等割額とは、被保険者一人あたりに乗じる額でございます。

平等割額とは、1 世帯あたりにかかる額でございます。

その下の医療保険分、後期高齢者支援金分については、被保険者全員に賦課されまして、介護保険分は 40 歳未満の方、及び 65 歳以上の方には賦課されないものでございます。但し、65 歳以上の方には、別途介護保険料が発生してまいります。

表の一番下、令和 4 年度における料率との差を見ますと、所得割率合計で 2.01%、均等割額合計で 12,674 円、平等割額で 260 円の差となっています。この差を段階的に埋めるように見直しを図りたいと考えております。

また、2 の改定の考え方の文中にもあるように、今回の改定では、応能分である所得割額の按分率を段階的に見直すこととしたいと考えます。

応能分での見直しの根拠ですが、国保はそもそも低所得者層が多く構造的な問題も抱えており、コロナ禍の折、また、昨今のウクライナ情勢に伴う物価上昇等の社会情勢を踏まえ、広く負担を強いる応益分（均等割額、平等割額）の引き上げは避けるべきと考えたこと、また、均等割額については、4 月より未就学児の 5 割軽減措置が導入されていることを考慮したことによるものでございます。

さらに「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」に基づき、令和 3 年度末見込みの現在高で 5 億円程ある国保財政調整基金を活用し、今後の急激な按分率の見直しを回避するため、基金に一定額を備えることとしたいと考えております。

その下の改定案の表ですが、所得割の按分率の医療費分を +0.5%、後期分を +0.25%、介護分を +0.4%、各々標準保険料率並みに向け段階的な見直しをした場合の調定額

1,246,881,800 円、収納額 1,184,537,710 円となります。

現行と比較しますと調定額で 69,720,200 円、収納額で 66,234,190 円の差となり、改定率は 5.9%、単年度で 6,600 万円程度の増収が見込まれることとなります。

3 ページをご覧ください。

上段の表は、本市の改定シミュレーションによる保険税額、中段の表は、近隣市の按分率の状況、下段の表は、近隣市の保険税額を記載しています。

下段の表のモデルケース①給与収入 400 万円 40 代夫婦、子ども 2 人の本市の改定シミュレーションによる改定後の保険税額は 404,300 円と近隣市の保険税額を比較いたしまして、税額は改定後でも一番安くなっております。

1 ページにお戻りいただいて、3 今後の課題といたしましては、今回の改定を行っても、本市の按分率は、標準保険料率より下回っているため、今後も標準保険料率に向けて段階的に按分率を見直す必要があります。

広域化により医療費（保険給付費）は県が実質的に負担しておりますが、市が県に支払う事業費納付金は、国保財政調整基金を取り崩さないと支払うことができない状況にあり、基金がなくなった場合、標準保険料率に近づけないと運営できない状況になります。

また、県の定める市町村ごとの標準保険料率は、毎年度、被保険者数、所得水準や医療費水準を基に改められるため、1 人あたりの医療費が増額傾向にあれば、標準保険料率も上昇し、また、国においては、県内の按分率の統一化も目標としています。

これらの課題については、令和 6 年度に県が新たに定める運営方針（令和 6 年度～令和 11 年度）を参考にしつつ、本市の次期運営方針において改めて検討したいと考えております。

4 ページをご覧ください。「賦課限度額の引き上げ」についてでございます。

まず、賦課限度額とは、年度において賦課される保険税の上限額でございます。

この賦課限度額を保険税負担の公平性及び中間所得層の負担軽減を図るため、基礎課税額、いわゆる医療保険分の賦

課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものです。

1の表をご覧ください。

賦課限度額の引き上げに伴う影響額等の見込みとなっております。4月30日現在の算定となっております。

今回の改正により、賦課限度額を超過する世帯数は医療保険分は、89世帯から5世帯減となり84世帯後期高齢者支援金分は、75世帯から7世帯減の68世帯となり、賦課限度額を超過する額は医療保険分は、約195万円の減、後期高齢者支援金分は、約80万円の減、合計では5世帯、275万1,893円減少する見込みとなっております。なお、世帯数の合計欄につきましては、医療保険分と後期高齢者支援金分のどちらも該当になる世帯があるため、実世帯数を記載してございます。

賦課限度額を超過する世帯数は5世帯減少、賦課限度額を超過する額は約275万円減少するも課税額はその分増加することとなります。

5ページには、ご説明いたしました按分率の改正と賦課限度額の引き上げの袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部改正の新旧対照表となります。

以上で説明を終了いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

小島会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。（議長として）

村山委員 凄く複雑なお話で、あまり理解できないのですが、税金の中での割合が変わることですか。それとも増税になるんですか。もしそうでしたら、こんな規模の会議で決断できることではないですね。

生方次長 今回、保険税率を上げるということになります。増税ということで、年間お支払いいただく保険税の額が増える形になります。額については、3ページに例として出させていただきました。一番上の表ですが、それぞれ給与所得、年金所得で、年齢構成、収入状況に応じて、8つのケースをお示しし

ておりますけど、現在の税率と改定した場合の額を比較しますと、収入が上がると、各世帯とも連動してこれくらい上がるということでお示しさせていただいております。また近隣市との保険税額の比較について、一番下の段、ケース1の場合で 給与収入400万円、40代夫婦、子どもが2人というケースですと、袖ヶ浦市の改定前、改定後と書かれておりますが、改定後でも近隣市に比べまして、まだ低く抑えるように対応しております。

村山委員 400万の方だったら月間2000円ぐらい上がるってことですよね。それは近隣市はすでにそういうことをやっているってことですか。

生方次長 毎年、それぞれ市町村で収支が合わないと運営できませんので、それぞれの市町村の状況によって税率の上げ下げは検討して実施しています。

村山委員 わかりました。ありがとうございます。

千田部長 先ほどご心配されているこの協議会で決定するのかというところですが、こちらで意見を諮問させていただいていますので、ご意見いただいて、その後袖ヶ浦市議会に議案として上程する流れになります。

村山委員 それということならば大丈夫です。ありがとうございます。

小島会長 他の委員さん、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
(議長として)

私の方からご指名させていただいてよろしいでしょうか。保険税と医療費は切り離せないと思いますが、せっかくお医者様もいらっしゃっておりますので、まずは村山議員からちょっとお話を伺えたらと思います。新型コロナの影響で患者さんの受診控えがあったかと思いますが、最近はいかがでしょう？

村山委員 私は6年前までは君津中央病院の脳外科で部長をやっておりましたので外来を診てましたけど、現在、リハビリ科の方なので、外来は一切関わっていないんですね。

小島会長 ありがとうございます。では、もうひとかたの先生、守尾（議長として）先生お願いします。

守尾委員 主に慢性腎不全、人工透析を生業としていて、一般外来も保存期腎不全などをやっていますが、確かに高齢者で病院に来るのが怖い。なので、受診回数が減るということは実際にあります。けれども、私は一般の開業とは違いますので、被害が少なかった方で、外来主体にやっているところは、何回か波はありましたけれど、大変苦勞されていると聞いてます。発熱外来に切り替えたら、それでまた患者が増えた。だいたいコロナに振り回されたっていう話は聞きます。

小島会長 コロナ渦、私たちもこのような状況経験したこともありま（議長として）せんので、先生方大変な思いをされているんだろうなという想像はつきますね。
 他にどなたかいらっしゃいましたら、お願いしたいのですが。島村委員さん、被保険者代表ということで何か質問していただけたら。

島村委員 保険税を改定しなければいけない状況について、それは何となくわかってきているのですが、もう一度国保の財政が厳しいというか、苦しい理由を教えていただければと思います。

生方次長 2ページの表をご覧くださいませでしょうか。上が歳入、その下に歳出を表しています。国民健康保険は医療保険ですので、皆様から保険税をいただいて、それに対して保険給付を行います。さきほどから広域化のお話が出ておりますが、広域化の前は各市町村でやりくりをしていたのですが、保険税が足りなくなってしまうと給付する側の支払いが滞ってしまい、大変苦心しておりました。今はそのところを安定化させるため、歳出の保険給付費は、歳入に県支出金という

ものがありますが、この県支出金を保険給付の歳出に充てるようになりました。一方、各市町村は、所得水準・医療水準の見込みによって算出された事業費納付金を県に支払っております。現在、各市町村はそれぞれの保険料率でやっておりますが、県の示した標準保険料率との差が開けば開くほど、運営が回らなくなってしまいます。そのため、段階的ではございますけれど上げさせていただくというところです。もともと低所得者の方が多くいらっしゃいますし、なかなか厳しいところではございますが、一人当たりの医療費が増えてきてございますので、そのような状況の中で保険税を上げていくことをご理解いただきたいと思います。

島村委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

小島会長 他に質問ないでしょうかね。

（議長として）

（質疑なし）

小島会長 ないようですので、採決を取りたいと思います。

（議長として）

議題１「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成される方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

小島会長 全員賛成でございますので、議題１「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決しました。

（議長として）

なお、本件につきましては、「原案のとおり承認する。」ということで、市に答申書を提出しなければなりません。この答申書につきましては、私に一任させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

小島会長 「異議なし」ということですので、後日、答申書
(議長として) を作成のうえ、市に提出させていただきます。

議題2その他として、委員の皆様、または、事務局から何かございませんか。

(事務局、挙手)

小島会長 事務局よりお願いいたします。
(議長として)

事務局 国保運営協議会の今後の日程について、連絡させていただきます。次の会議は、8月上旬、予定では8月4日木曜日に令和3年度国民健康保険特別会計の決算について、年明けの2月上旬頃には、次年度の国民健康保険特別会計当初予算案についてなどを議題として、会議を開催する予定でございます。8月につきましては、例年、君津地域4市の運営協議会の研修会がありまして、去年、一昨年は新型コロナの関係で中止だったのですが、今年度は、開催がまた決まっていないため、予定ということでご案内させていただきます。

日程等につきましては、改めましてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

小島会長 他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議は
(議長として) 終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しします。

事務局 以上をもちまして、令和4年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時40分閉会